

คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ฉบับลงวันที่ 25 มีนาคม 2563
เรื่อง มาตรการกระตุ้นการลงทุน ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 3/2563

(非公式訳)

投資委員会説明書

件名：第 3/2563 号投資委員会布告件名：投資促進措置

仏暦 2563 年（西暦 2020 年）3 月 11 日付件名第 3/2563 号投資委員会布告件名：投資促進措置に基づく事業の実施に関して明確にするために、投資委員会は以下の通り説明する。

第 1 項 被奨励プロジェクトが投資促進措置の規定に準拠し、実施することができる場合、投資奨励恩典の申請者は仏暦 2565 年（西暦 2022 年）6 月の最終営業日までに「投資促進措置に基づく追加恩典の申請書」を提出しなければならない。なお、上記の投資促進措置に基づく追加恩典申請日の時点では、第 31 条に基づく法人所得税免除恩典が免除期間および免除上限ともに残っていないなければならない。

第 2 項 投資促進措置対象外の事業

2.1 明確な事業所のない A1、A2、A3 グループの事業 例

業種 1.7	深海漁業
業種 7.1.6.1	国際高速海洋通信回路回線サービス
業種 7.3.1	鉄道輸送
業種 7.3.3	海運輸送
業種 7.3.4	航空輸送
業種 7.22.1	フェリーあるいは遊覧船サービス、または遊覧船のレンタル
業種 7.28.4	患者、医者、または医療機器の搬送サービス (海運、陸運、又は空運)

2.2 特別経済開発区の投資奨励措置に基づき、法人所得税減税の追加恩典が付与されないターゲット事業 例

業種 1.22	家畜飼料あるいは飼料成分の製造
業種 2.17	公共施設プロジェクトのための高圧コンクリート製品、および建設 資材の製造
業種 6.15	石鹸、シャンプー、歯磨き粉、化粧品などのボディケア製品の製造
業種 6.16	消耗品用のプラスチック製品の製造、 例：プラスチック包装材

業種 6.17 パルプまたは紙から作られた製品の製造、 例：紙箱

業種 7.24 工場、および / または倉庫のための建物開発

第 3 項 追加恩典の奨励申請における実際の投資金額の算定方法

3.1 実際の投資金額は、操業開始段階での投資金額の算定方法に従うものとする。

3.2 実際の投資金額とは、現金主義に基づいた価値を算定し、プロジェクトに実際に発生した土地代および運転資金を含まない投資金額とする。

3.3 プロジェクトの奨励申請日が仏暦 2563 年（西暦 2020 年）2 月 6 日以前の場合、仏暦 2563 年（西暦 2020 年）2 月 6 日から仏暦 2563 年（西暦 2020 年）12 月 30 日までの間もしくは仏暦 2564 年（西暦 2021 年）12 月 30 日までの間に発生した実際の投資金額を用いて算定する（いずれかの場合に応じて）。

3.4 プロジェクトの奨励申請日が仏暦 2563 年（西暦 2020 年）2 月 6 日以後の場合、奨励申請日から仏暦 2563 年（西暦 2020 年）12 月 30 日までの間もしくは仏暦 2564 年（西暦 2021 年）12 月 30 日までの間に発生した実際の投資金額を用いて算定する（いずれかの場合に応じて）。

第 4 項 本措置に基づく投資奨励の承認を得たプロジェクトが以降プロジェクト修正を行っても、本措置の恩典が受けられるためには、奨励を認可した段階の機械輸入期限を超えないものとする。尚、投資委員会は操業開始期限の延長について適宜検討を行う。

本書をもって以上の説明を行う。

投資委員会

仏暦 2563 年（西暦 2020 年）3 月 25 日